

長野県看護大学 大学機関別認証評価の受審について

1 認証評価制度の概要

文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学等に対して定期的（7年以内ごと）に大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価するもの。評価結果を踏まえ、大学が自ら教育研究の質の担保を図るため、改善を図ることを目的としている。（学校教育法第109条）

2 過去の大学評価の受審の状況

- ・平成19（2007）年4月 公益財団法人 大学基準協会 適合（H19.4.1～H24.3.31）
- ・平成24（2012）年3月 公益財団法人 大学基準協会 適合（H24.4.1～H31.3.31）
- ・平成30（2020）年3月 公益財団法人 大学基準協会 適合（H31.4.1～R 8.3.31）

3 令和7年度認証評価の受審について

認定評価機関 一般財団法人 大学教育質保証・評価センター

- 評価の観点
- 基準1 基盤評価：法令適合性の保証
 - 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上
 - 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

受審スケジュール

評価前年度 (R6年度)	6月	認証評価実務説明会への出席
	11月	評価の申請
評価実施年度 (R7年度)	5月	点検評価ポートフォリオの提出
	6月～1月	センターにおける評価の実施
	2月	評価結果(案)の通知 意見申立て
	3月	評価結果の確定と公表

○ 学校教育法（抄）

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 略

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

○ 学校教育法施行令（抄）

第40条 法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。